



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和3年9月29日(水)

知多市報道発表資料

健康推進課

担当：ワクチン接種対策チーム 松村

(080-6995-3022)

(0562-54-1300)

市公共施設の利用制限を一部緩和します

9月29日(水)に第11回知多市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、愛知県への緊急事態宣言が9月30日(木)をもって解除され、県独自の厳重警戒措置に移行することに伴い、これまでの市公共施設の利用制限を一部緩和し、継続することを決定しました。

1 期間

10月1日(金)から10月17日(日)まで

なお、今後の状況に応じて期間を変更することがあります。

2 対象施設

市内全ての公共施設

3 利用制限の内容

次のとおり、利用制限を緩和します。

- ・体育施設および学校施設開放については、利用を再開します。それらの施設を含めた全ての公共施設の新規予約受付を再開します。
- ・午後8時までとしていた各施設の開館時間を、午後9時までとします。
- ・カラオケの利用を再開します。ただし、密の発生など感染リスクが高まる状況での利用は自粛をお願いします。
- ・施設の利用は定員通りの人数とします。ただし、大声での歓声、声援等を伴うイベントについては、利用者数は定員の半数程度を上限とします。

次の対策は継続して実施します。

- ・酒類の持ち込みを禁止します。
- ・佐布里緑と花のふれあい公園、ベティさんの家旭公園のバーベキュー場の利用を休止します。
- ・利用にあたっては、各施設で定める感染症対策を行うことを必須とします。

このほか、各施設において個別で利用の制限などを行っている場合がありますので、詳しくは各施設にお問合せください。

4 その他

夜間の施設利用で利用区分に午後9時以降を含む場合(午後6時~10時など)も、午後9時までに退出していただきます。このことに伴う利用料の減額はありませぬ。